

協働によるまちづくり / 公募型協働推進事業の活動事例集 (令和5年度ver)

地域の力を盛岡のまちづくりにつなげよう！



目次

公募型協働推進事業の概要 1

応募から採択までの流れ 3

令和5年度採択事業一覧 4

令和5年度活動事例 5 (協働事業) (施設等活用事業) (テーマ設定型事業)

公募型協働推進事業に関する 8 よくある質問

協働によるまちづくりの進め方 9

盛岡市は、地域課題の解決や、まちの賑わいづくりに資する公益的な事業を募集する「公募型協働推進事業」を実施しています。

令和5年度は、次の3事業について募集しました。

① 協働事業

市が実施していない事業で、団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる公益的な事業。

② 施設等活用事業

指定のまちづくり拠点施設等の利用活性化や、施設等を中心としたまちの賑わいづくりを行う事業。

③ テーマ設定型事業

市が設定したテーマに基づいて、団体等と市が協働で実施する公益的な事業。



選考委員会（令和6年度開催）の様子

《応募資格者》

盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績がある市民活動団体等。

※個人での応募はできません。

補助最高額

50万円

《補助対象額》

補助額は、補助対象経費の4/5以内。

補助対象経費が10万円未満の事業については、補助対象経費の全額。補助対象経費が10万円以上12万5千円以下の事業については、10万円を補助します。

施設等活用事業

施設等活用事業の対象となる「まちづくり拠点施設等」は、盛岡市が平成24年から26年度にかけて市民協働推進事業（まちづくり施設整備事業）により整備された、次の5施設です。



三岳亭（旧藤原家町家
（三原家））

場所：鉾屋町9-35



莫莖九・森九商店

場所：紺屋町1-31



旧盛中図書館及び鉾屋
町・大慈寺露地遊歩道

場所：鉾屋町9-35



太田民俗資料館

場所：中太田深持9



鉾屋町旧消防番屋

場所：鉾屋町9-36

テーマ設定型事業

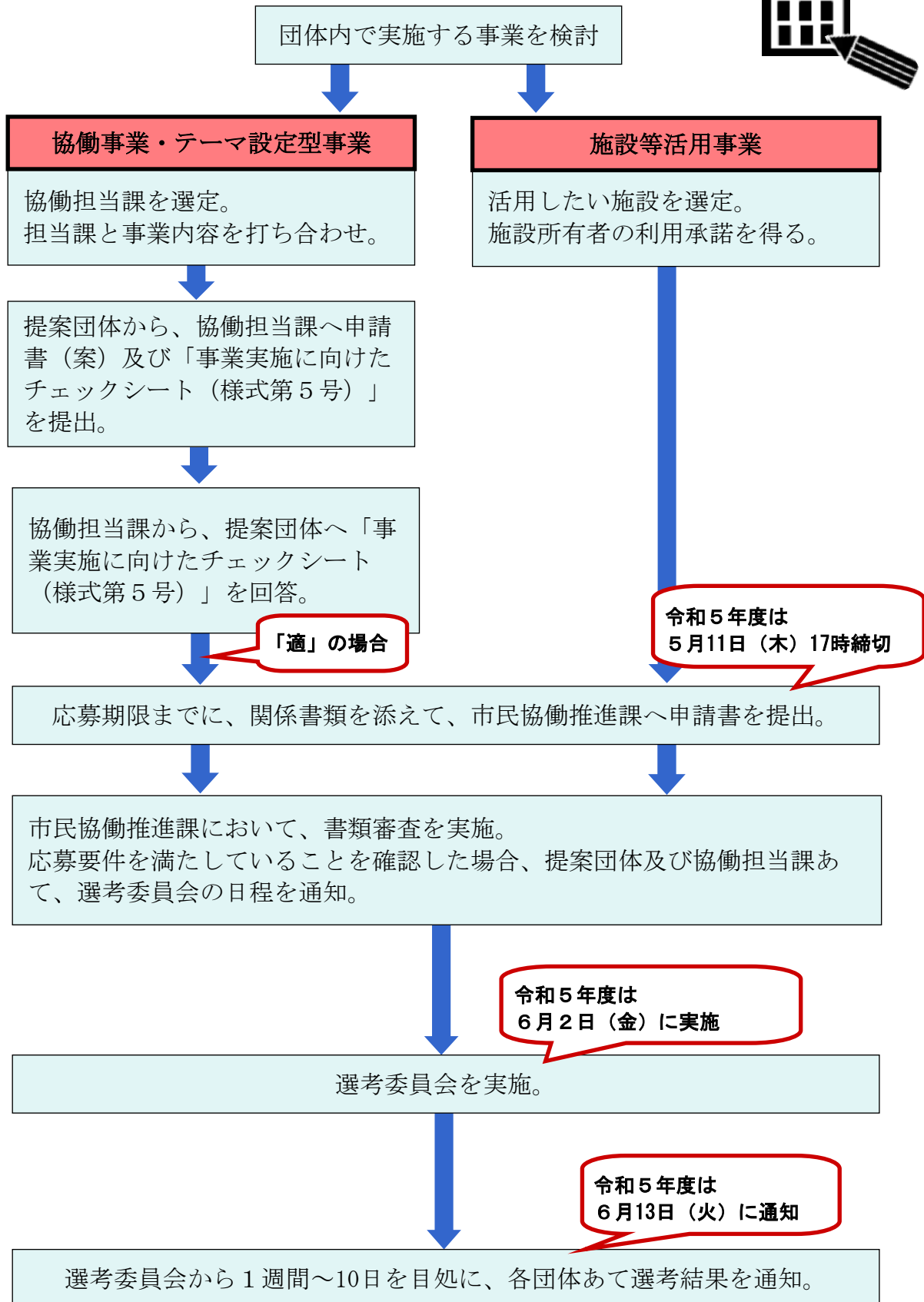
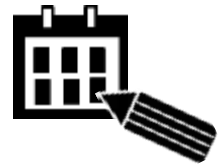
令和6年度に市がテーマを設定し、企画提案を募集した事業は次のとおりです。

※事業を募集するテーマ・担当課は毎年異なります。

	テーマ	担当課
1	地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組	都市戦略室
2	高校生などが地域において学びを得られる機会の提供	都市戦略室
3	震災記憶の風化防止に向けた取組	危機管理防災課
4	若者及び子育て世代へ向けた防災意識の向上への取組	危機管理防災課
5	町内会活動の持続性維持に向けた伴走支援とハンドブックの作成	市民協働推進課
6	町内会におけるデジタル化の推進	市民協働推進課
7	盛岡の食文化を盛り上げる取組	経済企画課
8	市（いち）を起点とした「街なか」の賑わいの創出	経済企画課
9	みんなで地域の移動手段を考えましょう	交通政策課

令和5年度公募型協働推進事業 ～応募から採択までの流れ～

令和5年度の事業は、概ね次のような流れで行われました。



令和5年度 採択事業一覧

協働事業

	事業名	団体名	協働担当課
1位	歴史的町並み景観の保存推進事業	特定非営利活動法人 盛岡まち並み塾	景観政策課
2位	「松園リボーン：できることからはじめよう！事業」	MATUZONO Rebornプロジェクト研究会	都市計画課
3位	生徒に夢と感動を与え、人生の生き方に学ぶ「アラスカフォトライブ」青少年健全育成事業	特定非営利活動法人 キツツキネットワーク岩手	学校教育課

施設等活用事業

	活用施設	事業名	団体名
1位	三岳亭（旧藤原家町家（三原家））	盛岡芸妓「ひよ妓」市民交流事業	特定非営利活動法人 いわてアートサポートセンター
2位	三岳亭（旧藤原家町家（三原家））	すばらしき音楽 ギターコンサート in町家事業	特定非営利活動法人 プロ・ハンド岩手
3位	三岳亭（旧藤原家町家（三原家））	盛岡町家三岳亭×マードーミステリーシリーズ2023事業	PLELL

テーマ設定型事業

	事業名	団体名	協働担当課
1位	地域住民の視点をういた回遊ルートデザインによるまちの魅力増進・発信事業	特定非営利活動法人 盛岡まち並み塾	都市戦略室
2位	町内会・自治会向けのLINE活用講座事業	緑が丘一丁目北区町内会	情報企画課
3位	地縁団体課題解決への意識醸成サポート事業～目指せ、できることをつなげる地域づくりを～	特定非営利活動法人 いわてNPOフォーラム21	市民協働推進課
4位	「北のクラフトフェア」盛岡の歩き方発信事業	北のクラフトフェア実行委員会	経済企画課
5位	「高校生×盛岡の商店街×〇〇＝地域への愛着」事業	ドリーム・シード・プロジェクト	都市戦略室
6位	北クラキッチン開催事業	北クラキッチン実行委員会	経済企画課
7位	もりおかやっぱいいよね展～今だから伝えたい「盛岡」事業	MOYANE協議会	都市戦略室
8位	盛岡の食を伝えるアナログゲーム制作事業	hacotoki	経済企画課

協働事業（令和5年度活動事例） 歴史的町並み景観の保存推進事業

事業の内容

歴史的建造物の維持の必要性、盛岡町家等の利活用についてなどを取り上げたワークショップの実施や、歴史的町並み保存地区の視察を通して、大慈寺・鉾屋町界隈の歴史的景観を保存する方策等について地域住民とともに考えました。

◆ワークショップ

- ・日時 ①令和5年8月27日（日）
②令和5年9月10日（日）
③令和5年12月3日（日）
- ・参加者数 ①20人 ②15人 ③25人
- ・内容（テーマ）
①大慈寺・鉾屋町地域の特性の再確認
②盛岡町家の価値を知る
③盛岡町家を維持・継承するため

◆先進地視察

- ・日時 令和5年11月26日（日）
- ・参加者数 17人
- ・場所 秋田県横手市
増田重要伝統的建造物群保存地区



ワークショップ開催を通して

大慈寺・鉾屋町地区のイメージとして「歴史的景観から趣や風情が感じられる」「自然の恩恵や落ち着いた雰囲気を感じる」などの意見が出されました。一方で、魅力発信不足やアクセスの不便さなどの課題も挙がりました。

ワークショップを実施したことで、古民家等の所有者の高齢化に伴う後継者問題や、維持管理費用の確保等の課題を再認識しました。また、参加した若者に、歴史的景観の保存の重要性を認識してもらうことできたのは、大きな収穫となりました。

【実施主体】

特定非営利活動法人盛岡まち並み塾

【設立年月日】

平成29年6月

【代表者】

理事長 海野 伸

【主な活動実績】

- 盛岡町家旧暦の雛祭り開催
- 盛岡に残したいお盆 黒川さんさ門付け開催
- 盛岡市大慈寺地区観光推進事業
- 歴史的まち並み保存活用地区における暮らしやすさの実態調査と県内団体のネットワーク化事業
- 歴史的まち並みの保存活用地区の資源と暮らしの関係性の可視化ツールの作成と岩手県内団体のネットワーク化体制強化事業
- その他
 - ・盛岡市大慈寺地区景観地区の広報周知パンフレットの作成、配布
 - ・フォーラム開催
 - ・改修等に係る相談窓口対応実施

【協働担当課】 景観政策課

【令和5年度補助額】 312,000円



施設等活用事業（令和5年度活動事例）

盛岡芸妓「ひよ妓」市民交流事業



事業の内容

新しい芸妓の養成として、ひよ妓の育成を行いました。これまでの育成方法から大きく変更し、早い段階で実際のお座敷に慣れることができるよう、代表的な踊りを習得した段階で、ひよ妓のお披露目を三崙亭において実施しました。

- ・日時 令和5年12月～3月の土曜日 全8回
- ・参加者数 のべ65人
- ・場所 三崙亭（三崙亭（旧藤原家町家（三原家））

盛岡芸妓と三崙亭を知る

お座敷遊びなど市民との交流イベントを開催することで、少しでも早くひよ妓が一本立ちできることを目指したほか、会場に盛岡芸妓の歴史についてのパネルを設置し、歴史や現状の厳しさを知ってもらう機会となりました。来場者からは、盛岡芸妓の存続を強く望む声が多くありました。

敷居の高いイメージを持たれがちな盛岡芸妓を、舞台や料亭とは異なる三崙亭という場で披露できたことで、ひよ妓及び三崙亭のどちらの魅力もアピールすることができました。



【実施主体】

特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター

【設立年月日】

平成17年5月

【代表者】

理事長 坂田 裕一

【主な活動実績】

- 指定管理施設運営（宮古市文化会館、もりおか町家物語館）
- 岩手県文化芸術コーディネーター
- 創造製作事業（演劇、音楽など）
- 人材育成事業（風のスタジオチャレンジシアターなど）
- 教育普及事業（アーツいわて塾など）
- いわて文化振興プロジェクト

【令和5年度補助額】

500,000円

活用施設 三崙亭

（旧藤原家町家（三原家））

- ・施設の所在地
盛岡市鉾屋町9-35
- ・旧藤原家町家（三原家）修理活用事業
歴史的建造物の旧藤原家（三原家）の保存と活用のため、内外装の全面修繕と構造補強、給排水、電気設備の更新を行い、催事や飲食、宿泊体験などが可能な施設として活用を図る。
- ・修理活用事業 実施期間
平成24年7月3日～平成25年6月14日



テーマ設定型事業（令和5年度活動事例）

町内会・自治会向けのLINE活用講座事業

事業の内容

町内会の役員など、地域活動のデジタル化を支援するため、スマートフォンの基本操作やLINEの活用に関する講座を、準備編・応用編に分けて開催し、役員の負担軽減に役立つ機能を学びました。

- ・日時 令和5年7月 60分×全6回
- ・参加者数 のべ30人（各回定員5人）



町内会役員の負担軽減のために

これまでは、紙の資料を各役員に届けたり、必要に応じて集合形式での話し合いをしたりしていました。今回の講座を経て、町内会役員10人のLINEグループを作成したことで、情報共有がしやすくなり、簡易な協議はLINEのトーク画面上でできるようになりました。双方向のコミュニケーションが可能となり、情報共有がタイムリーにできることから町内会の運営がしやすくなりました。

【実施主体】

緑が丘一丁目北区町内会

【設立年月日】

昭和52年10月

【代表者】

会長 藤原 徳雄

【主な活動実績】

- 生活環境整備
- 親睦活動
 - ・グラウンドゴルフ大会開催
 - ・寺子屋講座
（天体観望会、懐かしい歌を歌う会）
 - ・敬老慶祝会
 - ・防災講座

【令和5年度補助額】

100,000円

【事業のテーマ】

町内会・自治会のデジタル化を支援する取組

（協働担当課：情報企画課）

また、作成した町内会の公式LINEを活用できるようになり、その登録者は50名を超えています。これにより、情報伝達の手段が複数になったことと登録した人と双方向のコミュニケーションが取れるようになりました。

町内のスマートフォン所持率は高くないため、情報共有の手段は複数を確認しつつ、町内会のデジタル化に向けて継続して取り組んでいきたいと思いました。

公募型協働推進事業に関する よくある質問



Q 1 「市民活動団体等」とはどのような団体のことですか？

A 1 市民協働推進事業補助金の対象となる

「市民活動団体等」とは、営利活動又は宗教活動を目的としない団体のうち、市内に主たる事務所を有し、又は市内で活動実績がある団体を言います。

具体的には次のような団体が該当します。
特定非営利活動法人 / 法人格を取得していない市民活動団体 / 町内会・自治会など

Q 2 採択された事業は、いつから実施できますか？

A 2 補助金の交付決定日以降となります。

交付決定より前に支出した経費は、補助対象となりませんのでご注意ください。

補助金の交付決定通知は、選考委員会開催後、1月以内を目処に送付します。

Q 3 補助対象となる経費はどのようなものですか？

A 3 提案する事業を実施するために、直接必要な経費です。

具体的には次のようなものが想定されます。
謝礼金 / 旅費 / 手数料 / 賃借料 / 印刷費 / 消耗品費 / 食糧費 など

団体の運営経費や、備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外です。

具体的には次のようなものが対象外経費として想定されます。
事務所の地代 / 家賃 / 光熱水費の支払い / 比較的長期間の使用又は保存に耐える物品 / 取得価額が3万円以上のもの

Q 4 定款、会則又はこれに代わるものとはどのようなものを提出すれば良いですか？

A 4 任意様式で構いませんので、次の内容が分かるものを提出してください。

- ・NPO活動※を行う団体である
- ・市内に事務所があるまたは活動が市内で行われている
- ・会員の資格に関して、不当な条件を付していない
- ・代表者や運営方法が決まっている
- ・独立した組織による継続的活動を行っている（特定の事業を行うために単年度限りで設立された組織は補助対象外とします。）
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体ではない

※盛岡市は、「NPO活動」を次のように定義します（「NPO活動促進のための基本方針」参照）

- ①自発的・自主的に行う活動
- ②市を基盤とした活動
- ③非営利活動
- ④公益性を有する活動
- ⑤誰に対しても開かれている活動
- ⑥政治活動及び宗教活動を目的としない活動
- ⑦反社会的ではない活動

Q 5 選考委員会とは、どのようなものですか？

A 5 選考委員は4名。市民活動団体の役員、学識経験者、市職員等から構成されます。

選考委員会では、応募者および協働担当課が、提案する事業の概要や事業実施による効果などについて、プレゼンテーション（約10分）を行います。

選考委員会の日程や場所は、応募締め切り後1週間程度を目処に、申請団体及び協働担当課へお知らせします。

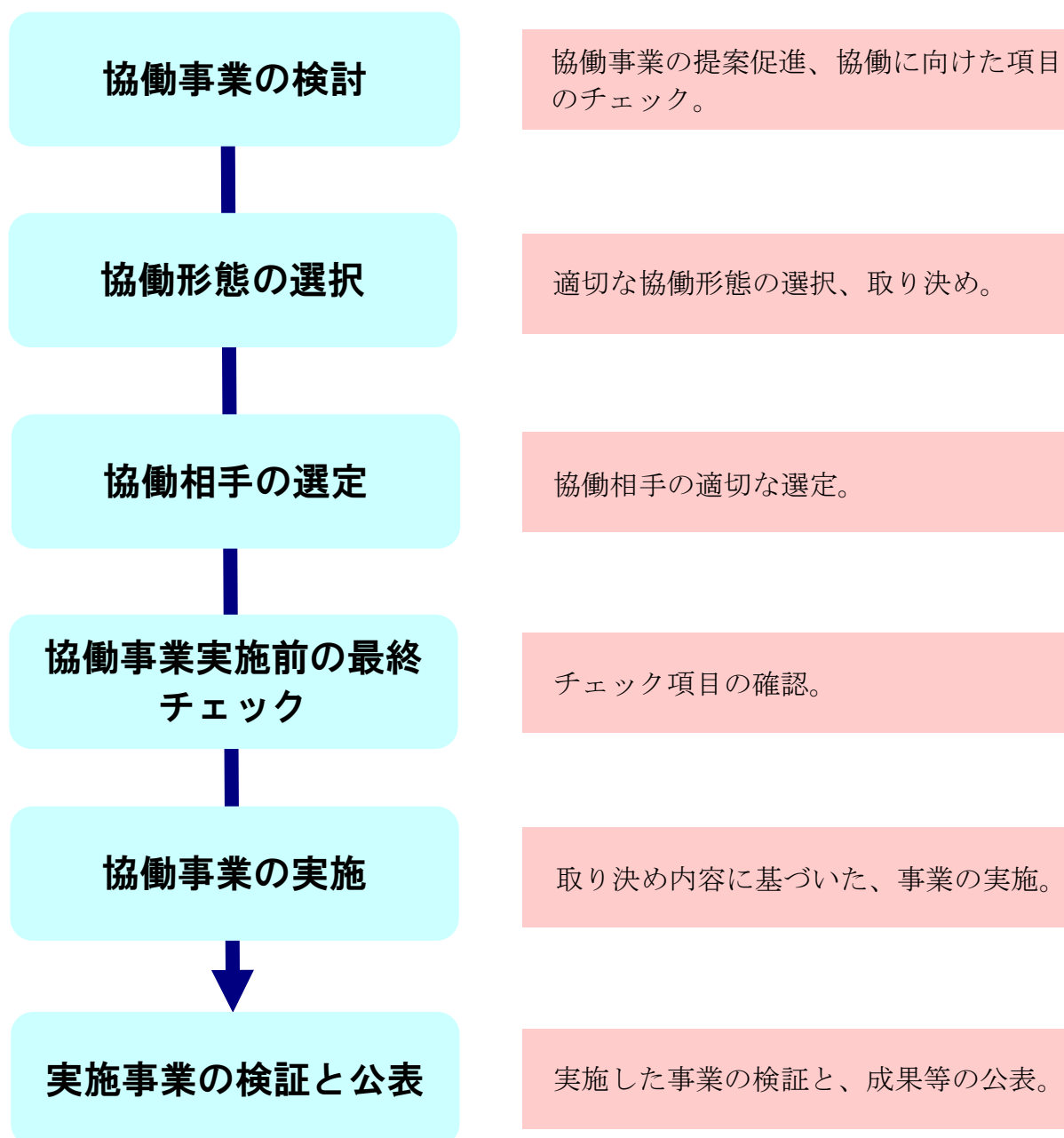
協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

盛岡市は、『盛岡市市民協働推進指針（平成26年3月策定）』において、「市民協働」を次のとおり定義しています。

市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力しあうこと。

協働でまちづくりなどの事業を行う場合、次のようなプロセスで取り組むことが想定されます。盛岡市と協働事業を行う際の参考としてください。

協働事業の基本的なフローチャート



協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

盛岡市は、協働事業を行う際は、具体的に、次のような内容を確認します。
なお、確認内容は、事業の性質等により、異なる場合があります。

協働事業の検討

- ☐ **盛岡市民のニーズが反映されていますか？**
市民ニーズの把握方法の妥当性について検証します。
- ☐ **協働による効果が期待できますか？**
市民サービスの向上（地域の実情に応じたきめ細やかな対応、専門的知識やノウハウの活用、現行制度では対応が難しい課題への対応など）、事業の効率化、雇用創出等の効果が期待できるか検討します。
- ☐ **市が実施すべき事業ですか？**
国や県、民間等で実施すべき事業でないかを確認します。
また、市の方針・計画に合致するか。今実施すべきものかを検証します。
- ☐ **公益的な事業ですか？**
得られる効果が、広く盛岡市民に還元されるものであるかを検証します。
- ☐ **予算の見積りは適正ですか？**
予算の見積もりが、得られる効果に対して過度に高い額であったり、実施するにあたり不十分な額ではないかを検証します。
- ☐ **将来的な事業効果が見込めますか？**
事業効果が一過性のものではなく、持続性を有しているか、事業終了後どのような効果が期待されるかを検証します。
- ☐ **事業実施に必要な資源を措置できますか？**
事業実施に必要な資源（人、予算、物など）を協力して準備できるか検証します。

事業提案のポイント①

市民にとって有益な事業であっても、市の政策とマッチしない場合、協働事業の対象とならない場合があります。

市に提案を行う前に、市の計画などに目を通しておくの良いです。

協働形態の選択

- ☐ **情報提供・情報交換**
それぞれが持っている情報を提供・共有しあうこと。協働事業の提案を受けたりすることも、協働の一つと考えられます。
- ☐ **後援**
団体が主催する取組に対して、行政が「後援」という形で名を連ねたり、行政主体のイベント等に団体が名を連ねること。主に、金銭的支出を伴わない協働の形態。行政からの後援によって、団体の活動に対する社会的な理解や信頼が増したり、団体からの後援によって、地域社会との密着性や親しみが生まれることが期待されます。

協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

□ 共催

団体と行政が、ともに事業主体となって、共同で短期間の取り組みを行う形態。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。十分協議のうえ、対等な立場で役割分担を行い、責任の所在を明確にしておく必要があります。

□ 実行委員会等

団体と行政で構成された「実行委員会」や「協議会」が事業主体となって、取り組みを行う協働形態。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

□ 事業協力

団体と行政が、協定書などにに基づき目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などを決めて、一定期間継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態。

□ 委託

本来行政が責任を持って行うべき分野と考えられている領域において、団体の有する専門性、柔軟性、先駆性などの特性を活かし、より効果的に取り組みを進めるため、団体に業務を委託する協働形態。

□ 補助

要綱などに基づく補助金等の行政からの財政支援により、団体が公益的な事業を行う場合も、協働形態の一つと考えられます。先駆性や補完性など、行政が特定の団体に公金を支出するに足る合理性が求められます。

協働相手の選定

□ 事業の遂行能力

協働対象事業と類似する事業実務経験の有無（専門性、ノウハウの確認）

□ 団体運営の健全性

経理の適切性、収支の安定性（会費・寄附金などの収入に占める比率等）

□ 団体運営の透明性

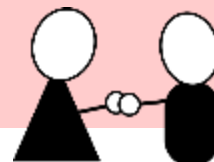
事業報告書、収支報告書などの積極的な公開

□ 会員数・事務局体制

幅広い会員による支援や事務局体制の整備

□ その他

宗教・政治活動・反社会勢力との関わり等の有無



協働によるまちづくりの進め方 ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

協働事業実施前の最終チェック

- **事業目的の共有**
お互いに事業目的が合致しているか、目的の共有を再度行います。
- **役割分担の明確化**
双方の役割分担について、再度確認します。
- **責任分担の明確化**
双方の責任の所在について、再度確認します。
- **費用負担の明確化**
双方の費用負担について、再度確認します。
- **定期的な協議機会の確保**
事業実施前だけでなく、実施中においても定期的に協議する場を設け、適正な事業遂行が確保されるよう努めます。
- **協働関係の解消時期の明確化**
様々な主体と協働事業を行い、多様な公共サービスの提供や、サービスの質の向上を図る機会となる可能性があることから、特定の団体との協働を安易に継続することなく、協働関係の解消時期を明確にしておきます。

事業提案のポイント②

市と協働で事業を行う場合、市の役割として、事業周知の協力（公共施設等へのチラシ配架）や公共施設の使用料の免除などを担当することがあります。

市に提案を行う際は、期待する役割についてあらかじめ伝え、合意のもとで事業を開始するようにしましょう。

協働事業の実施

協働事業の実施に当たっては、事前に双方で取り決めた内容を遵守して進めます。
ただし、内容を変更することにより、事業の目的を効果的に達成できる可能性が高いと判断される場合は、双方十分な協議のうえ、所定のルールにしたがって変更手続きを行うこともあります。

実施事業の検証と公表

事業実施後は、実施事業のプロセス、効果課題等について検証し、報告書を作成します。
また、市は、行政の透明性の確保、事業成果の共有化及び普遍化のため、実施した事業の内容について、市民に対して公開します。

